

広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会  
設置条例

(設置)

第1条 広陵町（以下「町」という。）の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 広陵町社会教育委員から推薦のあった者
- (3) 広陵古文化会から推薦のあった者
- (4) 広陵町文化協会から推薦のあった者
- (5) 公民館利用者及び広陵中央公民館育成クラブから推薦のあった者
- (6) 広陵中央公民館の建て替えを要望する会の代表者
- (7) 広陵町区長・自治会長会から推薦のあった者

(8) 副町長

(9) 町民からの公募により選考した者

(10) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり担当課及び文化行政担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

63 広陵町の公民館建替 及び文化芸術の振興のあり方検討委員会の委員	日額 8,000円
---------------------------------------	-----------